

令和4年9月9日
自動車局
審査・リコール課

日野自動車に対する対応について

国土交通省の日野自動車への立入検査の結果を踏まえ、同社に対して、基準不適合が確認されたエンジンについて、型式指定の取消に向けた手続きを開始することとし、基準適合が確認されたエンジンについては、出荷再開を認めます。また、法令違反につながる不正行為を行った同社の体制については、二度とこうした不正行為を起こさない体制への抜本的な改革を促すべく、是正命令を発出しました。

1. 経緯

8月2日に日野自動車株式会社（以下「日野自動車」という。）から型式指定に係る排出ガス・燃費性能試験における不正行為に係る報告を受け、国土交通省は、報告内容の事実関係の確認等のため、同社に対して8月3日以降断続的に立入検査を実施してきました。

2. 日野自動車に対する対応について

日野自動車が型式指定に係る試験において不正行為を行ったエンジンに関し、国土交通省の日野自動車への立入検査の結果を踏まえ、日野自動車に対して以下の対応を行います。

(1) 国土交通省の立入検査の結果、排出ガス性能が基準に満たないと確認されたエンジン（トラック・バス用エンジン1機種、建設機械等用エンジン3機種）

⇒ 型式指定の取消に向けた手続きを開始します。

(2) 国土交通省の立入検査の結果、排出ガス性能が基準に適合していると確認されたエンジン（トラック・バス用エンジン3機種、建設機械等用エンジン4機種）

⇒ 出荷再開を認めます。

(3) 法令違反につながる不正行為を行った日野自動車の体制

⇒ 二度とこうした不正行為を起こさない体制への抜本的な改革を促すべく、是正命令を発出しました。

(添付資料) 別紙 1 : 型式指定に係る違反の是正命令概要
別紙 2 : 型式指定に係る違反の是正命令

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局審査・リコール課 是則・衣本

代表 : 03-5253-8111 (内線 42301、42302) 直通 : 03-5253-8595

FAX : 03-5253-1640